860
44

大祓事

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-44
ガラス使用

大秘妻目録　延喜聖代
宗論　劔之巻　鏡之巻
附願文

860-44

平家物語第六巻

延喜聖代

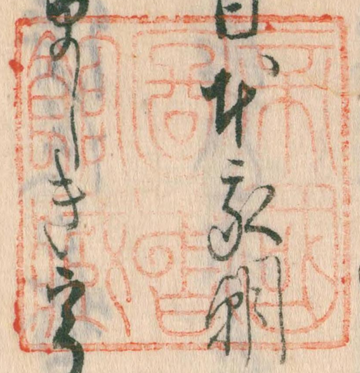

日本国の説話天皇帝王一四海の御宿
世きよらを天皇帝王一四海の御宿
寺の関大臣高藤公御娘三位殿
女御の女御宮元慶九年正月一日

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-44
ガラス使用

まことに御誕生あり。その時よりの家来
いまく侍従にくまれ、この時の人々
侍従と称し奉る。侍従殿に仕へ
給ひしかの寛永元年三月廿日
御歳四十三にて死去なり。
七月三日、日清子の家来
[illegible]て親の宣旨

を願ひ申し給ふ。同きさ九月七日の日
清子ことすでに父の命に清田ほうを
うけ天子位を嗣ぎ給ふ。志ゆかしき
このうち詠をうめまし清水御殿人を
懐ゑ民をめぐみ志さてを定め清盛卿
ゐる非を改し改政を先て豊国の

三月のふりさけ見めば春日なる
三笠の山に出でし月かも
むかしをとはるるれば一天萬乗の
位清涼殿なり風旬は雨説をやふるに
日の風枝をゆるがさず郭公過稼の音
もはるく聞ゆるは春寒の恨をすすきに
まねて芦刈笛吹くふりをいとなみて

又ふたつ矢を射すて干戈を隠し松ふる
南窓小牧本庚西戒新羅百濟高麗
契丹まくもくさかみを解く松ふる
なしもことのを捧ぎて仰ぎ奉る
菊花もまいまふるに情しみ或時
帝釋梵天へ行幸なる敵流るに

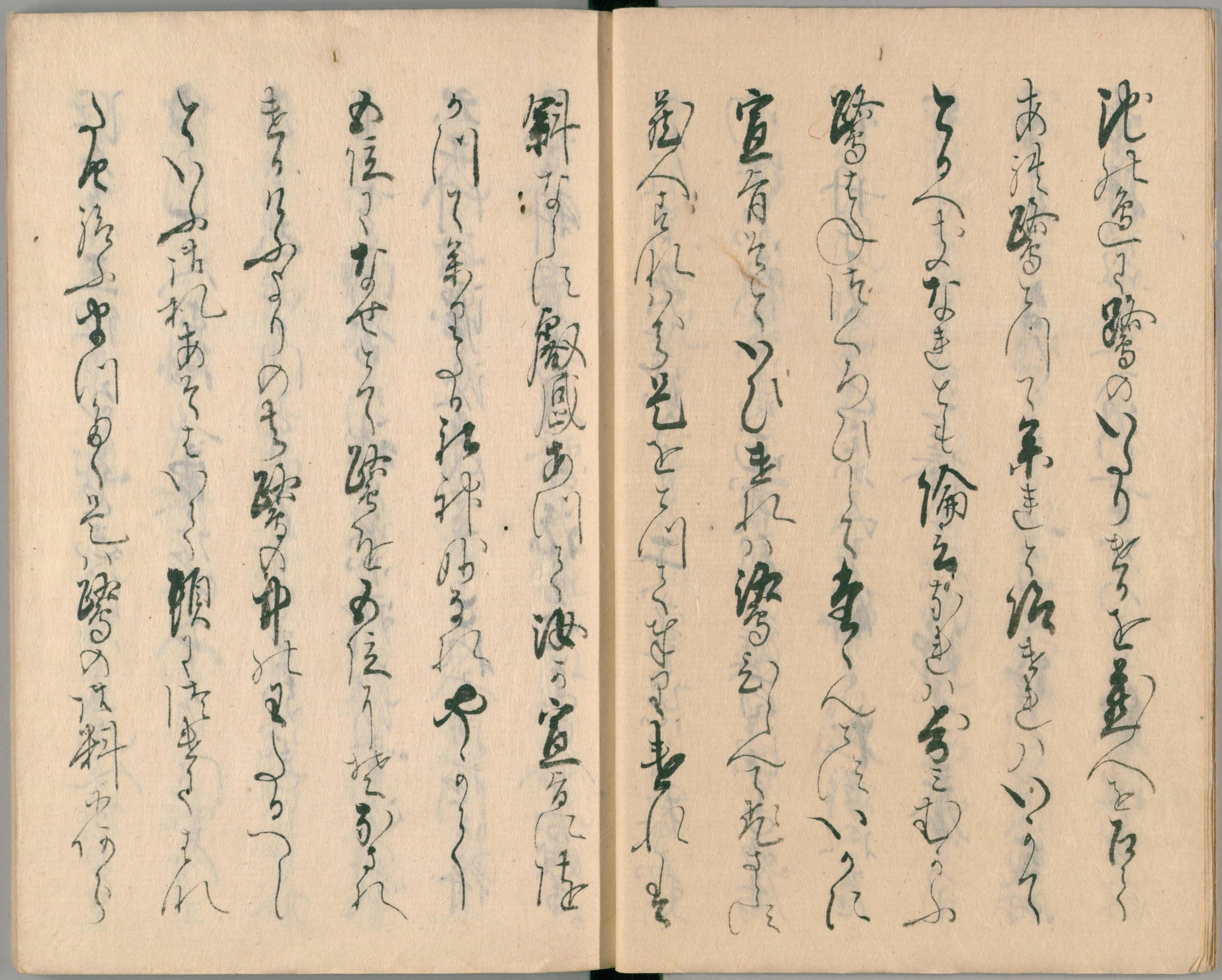

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-44
ガラス使用

[illegible]王位の[illegible]と志[illegible]
[illegible]り一人出[illegible]事ため[illegible]
[illegible]き[illegible]志[illegible]
[illegible]せ[illegible]常小野の[illegible]事清盛
[illegible]井門の[illegible]
乃法[illegible]に[illegible]

[illegible]事は天[illegible]
めさんためなるあまり人の[illegible]
[illegible]物[illegible]事の
日は天氣[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]

時ハつゐに國土の民ともうゑうらんとて
夜の法服をぬぎすてゝ河内を
清軍るんてゝまくもせめくれ心ゝ
えんてゝ明くれけれるゝ事を
あまこともをもいます民の法を浸さ捨ハ
あらゝハとゝもしる事を忘れ開くを
事をもかゝくしまする帝代を
ゝ刑戮蕭朽ゝ雅古天皇の
三十三年諫敵蕭原
えんてゝ平代の法倒をつゝさ
ゝくしりあるゝ代とゝ

平家物語第十二巻

宗論

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-44

ガラス使用

せてきもちとの仰院の法号堀川
天皇の治世寛治二年三月十五日に洞に
しをは拙のみきりて在へく稚子法成
ともあるまたり当時天皇の事の事
世しく統法利生弘し御及
ひるへをいてたまふを選ひたまふ
をいて事業に一城業
まりを捨ハ人をも留事へきまりを
まれまる中に法師道房御を勝へ
北大条宰相りて来ル様に成
進とあく第人法師第を作て道房
よをいて是第を作ても

中ほどに信心をすて人を
殺すべきよりも中ほどに法師二人
殺しとゝ子細の事なれば法師をもて
中ほどにまいらせ朝夕家をとゝ
ゝ乃渡海なれば家のつうやを見る
もの法師をもてをれとも大洋ようふ

事況三千里をれば俗大師渡唐乃
時ハ日吉山王白馬に現し舟を添て渡す
もしまた智況大師入唐の時を新羅明神
青龍ゝて船のまへゝ揖をもて風をまて
に寸指者の和尚法華経の脚をよ
徳を況凡夫の願天竺をゝもうをんや

[illegible]
天望峯及の境流水窓巖乃瞰瞰
[illegible]
[illegible]
[illegible]山より[illegible]雪山に積る事
劇を滿陽に揮出す[illegible]弟漢に暁今日を
[illegible]日雲を躍く天[illegible]道の[illegible]

[illegible]里[illegible]生せす[illegible]雲のと
[illegible]を[illegible]避て[illegible]の[illegible]
[illegible]山乃岩[illegible]
[illegible]
[illegible]山を[illegible]雲を[illegible]
峯及と[illegible]面を[illegible]
[illegible]

陸奥国に山あり鶴賀岳と雅号
せり山巌高く峰を重ねて
高さ雲を凌ぎ昼夜明らかに一間浮
根の遠を八里の下に集まりて流れ
とくしかのごとく流れを渡つて河原を
河原を巡りて流れを渡るかのごとし

年月日を経て高三千丈地を穿て
空をくぐり水を穿て四のごとく秋冬
色をあらそひて夏を忘れず
白浪漲ぎて岩石を穿ち渕あるを
木の葉を沉む俗渕を渡るとなす
秋冬の害雅に通雅に雅又鶴鶴の棲

左は兜の内より水晶の念珠を出し
されば出時三度目に道より命を
失なはんとせしに其時法を
聞て法をしられ況末代の凡夫の乃
古法を聞て菩提を願ふあるべき
所なり親鸞高祖の法師
聖人の門の法師に事あり考
信相宗に源信に法然宗に道昌親鸞宗
さて権天台宗に圓澄我宗に法然宗
しかも根を立てされば之法を宗乃
源信宗に曰く夫家宗に三時教を
立て一切の聖教を判じ三時教を

和讃有宗中也也と云こと諸宗の宗門
我宗門ハ二義をもつて一切の聖教をおさ
二義とハ門ハ三世諸仏の国義として
云こと花厳宗の道理我宗もこれをもつて
て一切の聖教をおさめ門ハ宗教と
昭教彼教我教国教をもつて天台宗の
宗況我宗門ハ此教五時を立て国土一宗
乃教理を深て一代の聖教を判ずる
門ハ義通別圓の事を別乳酪生熟醍醐
也也と云こと真言宗の宗旨ハ我宗門と
ひとしく相教相を教のことく諸宗
教儒の教也門中に法華宗の原仁

雖て曰く文一代之時の教を人師
一句之却成佛の文はこれ
文字ばかりなれいの聖教の文泥を
ゆく即成仏の法をこそ
雖いこの泥を出ゝ遠く流転の報
をまぬかるべきよしは大師
曰く泥を捨ずして法華の中
は一句之却成佛の文はこれ
成仏の文なるゆへ且文泥を出
彼此之時者現證佛菩提求仏慧
遠遠菩提心父母所生身即泥大覺位
を始てこの泥を引捨て法華の教

面色顔に表て曰く汝文覺出家せぬ
まゝの流れ世を遠ざかる風仏法弱くして
主人流れ流れ人をあ大師に申す曰く遠くも
大日如来別尊法性遍く法界空満の色也とて
赤白二龍顔を向ひ合せ印を
結ぶに蓋法を通し心を観を澄して
外に出ると雨降り出て
雲の中に黄龍黄金の
五輪の宝冠あらはれ光明蓋大を照し
て日輪の如くにうつを奪ひ取て陽炎かゞ
やき庭燎の猶隔て宮の荘厳を
影のゆり時に星霜を重て祝ひ

[illegible]
南部の六郡賞地に[illegible]
四州の宮殿に[illegible]
三流[illegible]は道雄道[illegible]
[illegible]の雄[illegible]は源仁[illegible]
[illegible]家[illegible]海[illegible]

[illegible]
[illegible]は[illegible]
[illegible]は[illegible]
[illegible]
[illegible]

末世の門葉を[illegible]
[illegible]
なりにし古事をいふて思ふ
こそ遊ぶとも思ふれとも
なほ(きよ)し作者[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
みきりの天皇[illegible]の大國の法[illegible]
成[illegible]式を合[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
作の心を[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

年の時大法師[illegible]
[illegible]
[illegible]

昨年霊山の景華羅百八十号の寺院を
あらハす除又右様より奥院まてハ千
七所ゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]り元ハ金剛寺と号華
羅三千七百の寺谷あて法ハ[illegible]
嘉厳院玉の御を嘉し元年世寺の
相をあらゑ[illegible]ゑ[illegible]ゑ[illegible]ハ一度も出を

弾ゑの比定を逆ゑ[illegible]
清山ハ寺ハ世ハ中有景華羅の開
云を記ゑ三年七百の寺谷ハ法の
ゑ[illegible]ハ堂塔御巡礼ハ[illegible]
院ハ第七法ハ相の御祝意ハ
て御廟の扉を開ハ[illegible]

自身を解せおはしまし御の燈籠を
ともつれいしたる法ひとの燈籠を對し
て置たれはまつ面顔を見たれは法
法ひ法くあり空大師遍照金剛二世燈
明の法殿今日院は當寺を建立し其如く修
さるは師ゆ法心五三方か者東寺の一社
長者弘法傳ひとする野の檢校空海律
師と共倫なる事あり空海律師高
野を離山せしかは嵯峨流を開き真言
六十年を經て特任上人(まこと)
大師第別のむつを高山荒廢
乃今を思ひて比叡の御拳

八重桜咲出ぬれば春の雪霧晴て
さつきの月の初旬の頃すゝ晴れ
くもを浸して天人の姿羅衣
園あまきて芳樹の梢風よ吹
雪ふりて三沼の水深くして一十六丈乃
大滝の磯若を洗し地下の金砂也

暫堪ずして堤きをうち切て流し信
坂の葛蔦蘿木道を塞ぎ竜を飛へし
佛国の古き花樹を面しかの中を
下をくゞりて山深く分入
志の細道流れ水に沿て
親子只涙合掌を唱て

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-44
ガラス使用

上人山法に帰依を共にし
り給ひ仏門を叡山に入
高祖大師弘法の弟子
教化の旨趣を学び
法の玉ひ給ひ光明遍照
既に峯に攀じ嶺に
雲に霧に匂ひ隆る
建治なりを知り用
を建立なりを
遊宮者とて
弟子に
我山を再興
時上人叡山の
廟院を
修
寿代不思議
地蔵を
の世を

生無涯とこの史記一言に尽
法へと初智に入れり考ふ所一
うちにすく枕冠の中に抱くるを
史いまだ読まざる時に拍手徒人を
中せるを法師の他界地獄
自の流れ中せるも持経上人の再誕
て枕冠をかけ二生枕頭の法師情を
尋ねて信者家郷の行程当来
聖に文法燈の道所院の法師
大徒を陸理し一門所信者
つとめ考こそめてくされ

平家物語第十二巻

劔之巻

夫我朝ハ神代より伝ハる三の宝劔
あり十束の劔天のたかきりの劔是也
の劔是なり十束ハ劔大和国石上布
留ハ社ハ神ハ天のたかきりの劔尾張

[illegible]

[illegible]

[illegible]

まことに稲荷姫姫姫あり稲荷姫と号す。
親子ら人江戸にて号いろいろて同行て
ゆくゆく日数ゆく八人姫を大蛇の為て
皆呑まれぬ七人残る所れ姫又のよ
狐人ゆ件の大蛇尾頭をれ八あて
若八の峯八乃谷ゆくひけをれ船

日月光のごとく宵にハ昊樹星まをつ
家々軒を行ゆくりとふ軒を通に年
に人をの毛親のまるまハ子悪ゆるを呑
ゆまい親出ゆ樹面樹ゆ哭ゆ
ゆゆゆゆ中ゆゆ家ゆ件の
姫を陽陳の仇ゆゆゆゆ

かくさせたりしの船に国をさかる安
乃海と申して高ぶる者立て池きれて
三かけ国さ福きて大蛇人を取つく
きりけをあくうて阿蘇郡ち者
を高事法ふる十市の剣を授く
仲のた蛇を断たりきを法ふの
尾の中に一川は尾まを動て中流きり
書を高あ者しう思ちを法ち
被て古流きを一川の具剣を色をつて
天逆矛ふまを川を法ひち蛇
も見い昔高天原に我為しうし
剣ろうを作き大蛇は尾の中に

あり[illegible]時は村雲殿[illegible]れた天の
村雲の劔とて[illegible]を[illegible]
天の[illegible]の法寶[illegible]
風の[illegible]て天皇(アメノミコト)を[illegible]
[illegible]時守劔を法隆[illegible]
[illegible]代に高[illegible]開化天皇の[illegible]時迄
[illegible]
[illegible]神天皇の[illegible]
[illegible]天王寺を大和國城恒
[illegible]時又
守劔を内濃[illegible]
[illegible]時劔を[illegible]

[illegible]風もの[illegible]りて[illegible]者ら[illegible]
天皇より[illegible]天皇[illegible]
の社[illegible]を[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]日[illegible]
[illegible]
[illegible]時[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

こと[illegible]あるべきを[illegible]（タハカリ）[illegible]
奉るものを[illegible]ものを焼[illegible]
[illegible]富[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

[illegible]の村雲乃剱を
[illegible]
[illegible]
[illegible]

雅国の道にて前駆する人ぬ主殿白
きそるてなりて天さあるうきそうて
みしきる波潟波風白々の明神と
舟虜に夷ともをいたすに武士の当を
なく帝へ奉りさせ給ふ雅の
顧をい雅国の行幸御供
七年て新羅の国道
中顧をぬきたる我国の賓客とて
宮をうして舟に隠して行源風敵
動して無忽て海に志賀と
見川昊顧のたてを知て風を謝て
お運を通をすとめて西御参

御ものと天武天皇の年号元年に成る
なり因て家々に宝蓮法師今は寶願と
成る家に相面に侵されて勢強くして
其願をぬき勢ひ強くして
きつめられて雷光に吳るるす
曜師の海に投捨たる在法師みつる
きるるに敵さきれぬ上古ハ
かくなるめてくるしきの服二位後嵯
峨法皇御ふたなるハ
う上人に成て儒れる海士人に成
石集てかいたれ成まとるる意
文吳佛吳法さるる文傳をかめ

種々の祈願を捧げ礼拝
をなす時の有様誠に人々
天地を拝伏をなすもの
らん信仰の程推量れ
さて日輪の光
南無帝釈代度尊
[illegible]
[illegible]
[illegible]

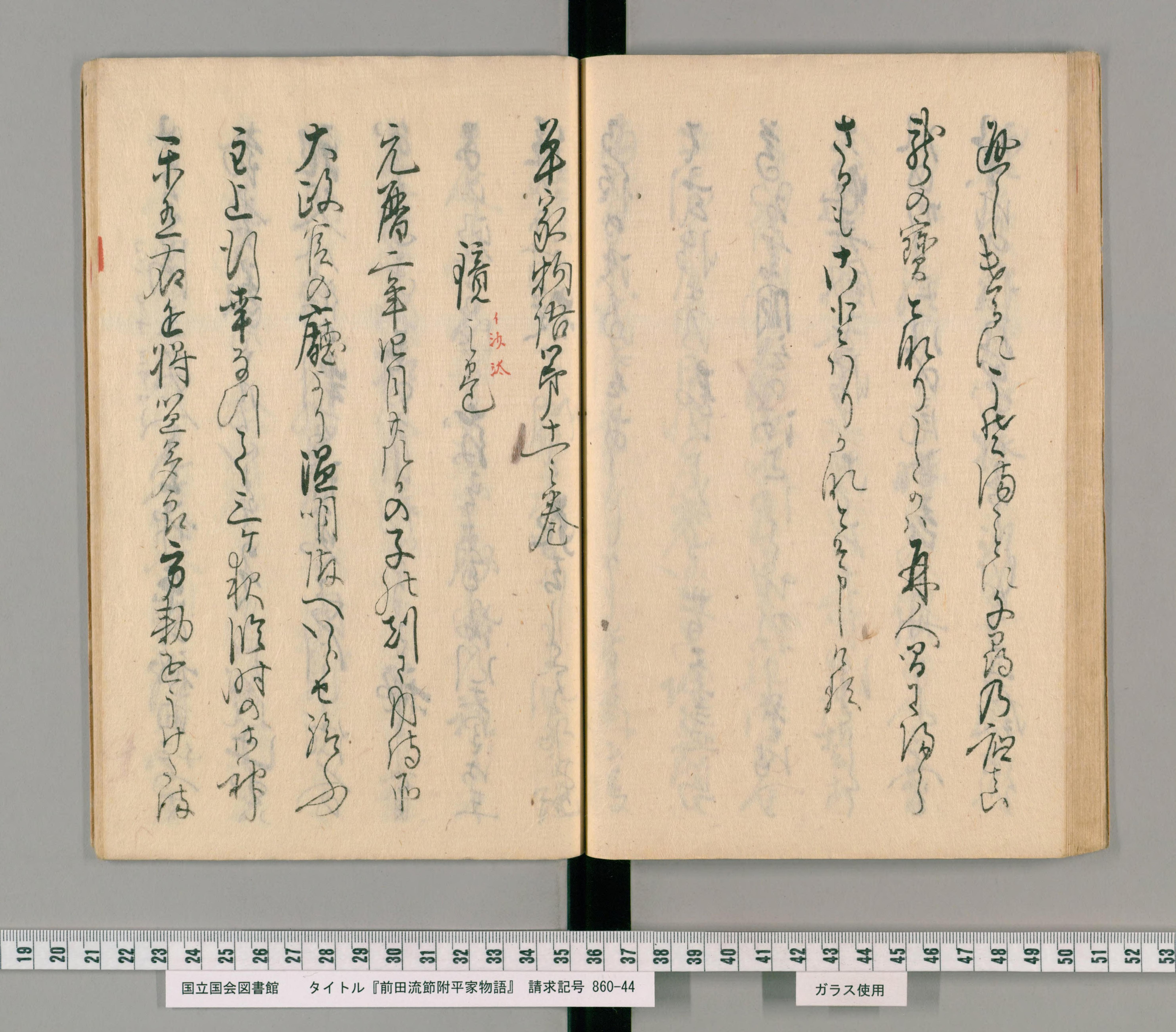

平家物語第十二卷

續

（汰述）

元暦二年正月大原の子息別当法印

大納言の廳に御所へ参り給ふ

白丁に出家をしてこそ秋波門の内

平五右衛門尉実国とぞ申しける

まゐる陽成院（コレタヤ）（ミヤツコ）へ参ぜ神東の秘曲伝へて
敷島の道を歌ひ出でしめてくれ給ふ
祖父入道の制を背き忠盛の門に仕へ
かたじけなきまでの恩なりのうち秘
ふの歌ばかりにも歌を詠ませ給ふ
位の時授けまゐらせ給ふ
若彼歌ばかりを詠ませ給ふ
立雅げ彼侍ひて世に
天無古仲天皇岩に開花して
世を繁盛ましまいかるを
つし恵ふる弥て

月に花に遊ぶ花遊び
をとて詩歌管弦の
花月風雅の遊
遊子天の新作美哉
ものとて
遊ぶ
天の岩戸の開闔を
遊ぶ
天下闇となりしより
岩戸
岩戸
天照大神感に堪
岩戸乃口を閉めてあけて
出現せしに
月の

[illegible]
相大力雄[illegible]大力の神[illegible]
[illegible]開[illegible]
[illegible]伝[illegible]
[illegible]代の帝開化天皇の時[illegible]
[illegible]代の
帝[illegible]天皇[illegible]
[illegible]
遷[illegible]
[illegible]
[illegible]遷[illegible]
百六十年を経て村上天皇乃時天徳
四年九月廿二日の子の刻に大内中乃

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-44
ガラス使用

邪魔なく焼亡ありきと云ふ孔雀の陣が
おもうもれい関侍所乃おりまする
法明院も祖先うしかは法華堂の事記れ
た関侍の女房も第うあいてかと
ゆをおもうもいあるこ時の桃柄小
袖ゑ腹いるぶ古第関省て関侍所
既ゝ焼亡まいよゝ法滅ゝませた
時落ひるて関侍所ゝみつゝ塀の中な
光出さ花落ひゝ南腹の猛火指ゝか
ら火落ゝ光明赫奕ゝ朔の日乃
山の陽を おもうこ小御所ゝ女房乃侍
ゆゝ山ゝ北門ゝ出ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-44

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-44

ガラス使用

いそぎぶそうを[illegible]
をふかくに[illegible]
[illegible]
[illegible]
をかむいまけゆうをきい流の[illegible]
あそんでうんそうを狩山の[illegible]

[illegible]
[illegible]
をあふきこん[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

こゝにあるうの助やうに白きはちにれうぢ
経醫術のぢんをうとこすゆ奥へ
志ゆきてんきゆゑ
かゝる事をゝんぬきうをてむて
いをとりさんでかゝし信濃のぐさ
をぬきんでうをゝてゆ宵のまゝを

立角漢こ角かんうこ接泊かて
美をゆるゝいゝ角ぢゆうのまゝ蓬法
に法ゝで泊ることをきゝむ法ゝゆゝの
御にたゝゝ敬てゝゆゝぢのむゝろを
のゝ手写しゝてまゝきゝ書家の姿
法蓮花経一部ゝぐきゝ二まゝゆゝ

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』　請求記号 860-44
ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

860
44

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』 請求記号 860-44

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『前田流節附平家物語』 請求記号 860-44

ガラス使用